

奈良県こども・子育て支援推進会議傍聴要領

奈良県こども・女性課

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、原則会議の前日までに、電話又はFAXにより申し込むものとする。

必要事項：氏名及び住所、電話番号

申込み先：こども・女性課 TEL 0742-27-8603 FAX 0742-24-5403

その他：傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

※なお、傍聴の申込又は当日受付において記入した個人情報、傍聴人整理の目的以外には使用しない。

- (2) 会議当日は、名簿に氏名及び住所を記入し、許可を得たうえで、係員の指示に従って会場に入室し、所定の席に着席する。
- (3) 傍聴の定員は原則として5名とする。

2 会議を傍聴する場合の遵守事項

- (1) 会議中は、静粛にし、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 会議の途中で、非公開の決定がされた場合は、速やかに退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、傍聴に当たっては係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が遵守事項を守らない場合、会長は退室を命じることができる。
- (3) 退室を命じられた傍聴者が、次回以降の会議に傍聴を希望した場合は傍聴を許可しないことができる。